

# 青森県報

第三千七百三十一号

平成二十五年  
八月十六日  
(金曜日)

## 目次

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)	一
公共測量の実施	(監理課)	一
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活課)	二
県有地の売却に係る一般競争入札	(文化課)	二
右 同	(港湾空港課)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(西北地域局)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(中南地域局)	五
労働委員会		
仲裁委員の数	(事務局)	五

告

示

青森県告示第六百三十六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸第一区域の項を次のように改める。

八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合 の地区のうち、八戸市の うち甲の地区 八戸市白銀台一丁目、白 銀台二丁目、白銀台三丁 目、白銀台四丁目、白銀 台五丁目、白銀台六丁目、 白銀台七丁目、白銀一丁 目、白銀二丁目、白銀三 丁目、白銀四丁目、白銀五 丁目、白銀六丁目、白銀七 丁目、白銀八丁目、白銀九 丁目、白銀十丁目、白銀十 一丁目、白銀十二丁目、白 銀十三丁目、白銀十四丁目 、白銀十五丁目、白銀十六 丁目、白銀十七丁目、白銀 十八丁目、白銀十九丁目、 白銀二十丁目、白銀二十一 丁目、白銀二十二丁目、白 銀二十三丁目、白銀二十四 丁目、白銀二十五丁目、白 銀二十六丁目、白銀二十七 丁目、白銀二十八丁目、白 銀二十九丁目、白銀三十丁 目、白銀三十一丁目、白銀 三十二丁目、白銀三十三丁 目、白銀三十四丁目、白銀 三十五丁目、白銀三十六丁 目、白銀三十七丁目、白銀 三十八丁目、白銀三十九丁 目、白銀四十丁目、白銀四 十一丁目、白銀四十二丁目、 白銀四十三丁目、白銀四十 四丁目、白銀四十五丁目、 白銀四十六丁目、白銀四十 七丁目、白銀四十八丁目、 白銀四十九丁目、白銀五十 丁目、白銀五十一丁目、白 銀五十二丁目、白銀五十三 丁目、白銀五十四丁目、白 銀五十五丁目、白銀五十六 丁目、白銀五十七丁目、白 銀五十八丁目、白銀五十九 丁目、白銀六十丁目、白銀 六十一丁目、白銀六十二丁 目、白銀六十三丁目、白銀 六十四丁目、白銀六十五丁 目、白銀六十六丁目、白銀 六十七丁目、白銀六十八丁 目、白銀六十九丁目、白銀 七十丁目、白銀七十一丁目、 白銀七十二丁目、白銀七十 三丁目、白銀七十四丁目、 白銀七十五丁目、白銀七十 六丁目、白銀七十七丁目、 白銀七十八丁目、白銀七十 九丁目、白銀八十丁目、白 銀八十一丁目、白銀八十二 丁目、白銀八十三丁目、白 銀八十四丁目、白銀八十五 丁目、白銀八十六丁目、白 銀八十七丁目、白銀八十八 丁目、白銀八十九丁目、白 銀九十丁目、白銀九十一丁 目、白銀九十二丁目、白銀 九十三丁目、白銀九十四丁 目、白銀九十五丁目、白銀 九十六丁目、白銀九十七丁 目、白銀九十八丁目、白銀 九十九丁目、白銀百丁	1 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により 行なわれる漁業及び総トン数二十トン以上百 トン未満の漁船により行なわれる漁業 2 かつり漁業の取締りに関する省令(昭和四十四 年農林省令第四十一号)第一条第一項第二号又 は第三号に掲げる海域以外の海域において行な われる漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船によ り行なわれる漁業 4 小型定置漁業 5 主としてほき貝けた網漁業を行なう漁業であつて、 甲の地区の者が行なう漁業 6 主としてほき貝けた網漁業を行なう漁業であつて、 甲の地区の者が行なう漁業 7 主としてほき貝けた網漁業を行なう漁業であつて、 甲の地区の者が行なう漁業 8 主としてほき貝けた網漁業を行なう漁業であつて、 甲の地区の者が行なう漁業 9 主としてほき貝けた網漁業を行なう漁業であつて、 甲の地区の者が行なう漁業 10 主としてほき貝けた網漁業を行なう漁業であつて、 甲の地区の者が行なう漁業 11 主としてほき貝けた網漁業を行なう漁業であつて、 甲の地区の者が行なう漁業
---	---

青森県告示第六百三十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十五年七月二十九日から平成二十六年三月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市全域

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年八月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小川原湖しらうお研究会

三 代表者の氏名

姓名 正直

四 主たる事務所の所在地

上北郡東北町上北南四丁目三二の五四一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市町村民を対象として、小川原湖及び接続河川におけるし  
らうおを中心とした生物の生息、環境保全に関する事業を行い、地域の生活環境の  
改善に努めることで、人と自然の調和のとれた環境に寄与することを目的とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十  
二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市城下二丁目二〇の三	雑種地	三三五・六四平方メートル

二 予定価格

千九十一万八千四百八十八円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない  
者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成二十五年九月五日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十五年八月二十七日午後三時から、八戸市城下二丁目二〇の三において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市城下二丁目二〇の二〇	雑種地	一一五・七一平方メートル

二 予定価格

三百五十五万二千二百九十七円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の一〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成二十五年九月五日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十五年八月二十七日午後三時から、八戸市城下二丁目二〇の三において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市城下二丁目二〇の一	雑種地	一三〇・六四平方メートル

二 予定価格

四百一万六千四百八十八円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成二十五年九月五日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十五年八月二十七日午後三時から、八戸市城下二丁目二〇の三において  
現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 さんわ電設興業株式会社

二 代表者の氏名 三浦 隆昭

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字唐笠柳字藤巻六五二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五四一六号

五 取消年月日 平成二十五年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十五年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により  
確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上見電気

二 氏名 上見 敏明

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字福泉八八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一二二四一四号

五 取消年月日 平成二十五年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可  
電気、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
平成二十五年七月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山内興業

二 氏名 山内 康裕

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森四八の二八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第四〇〇三〇三号

五 取消年月日 平成二十五年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工、石、タイルれんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年七月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山田設備

二 氏名 山田 松男

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字山道字前田五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一五八五八号

五 取消年月日 平成二十五年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年七月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

青女子堰地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年八月十六日

中南地域県民局長 高原 至 智

一 県営土地改良事業の名称

生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業

二 工事完了年月日

平成二十五年三月二十九日

労 働 委 員 会

青森県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十一条の規定による仲裁委員の数を次のとおり定める。

平成二十五年八月十六日

仲裁委員の数 三人

青森県労働委員会会長

石 田 恒 久

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭